

平成30年4月10日

保護者 様

播磨高原広域事務組合立
播磨高原東小学校長 首藤 直史

「特別警報」及び「警報」発令時の登校について

陽春の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本校教育の推進にご理解・ご支援をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記の通りとさせていただきます。児童の安全確保のため、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 臨時休業

- (1) 午前7時の時点で、「たつの市」や「上郡町」の両方またはどちらか一方に「特別警報」及び「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」のいずれかの「警報」（以下警報）が発令されているときは、臨時休業とする。
- (2) 午前7時以降、8時30分までに「警報」が発令された場合も、臨時休業とする。

※ 警報に関する情報は、デジタルTVのデータ放送やインターネットの気象庁のホームページ等で市町別の情報を確認して下さい。

2 登校途中、又は登校済みのときに「警報」が発令された場合

児童の安全確保を最優先に、適切に対応する。

3 午前8時30分以降、「警報」が発令された場合

通学路の安全等を確認してから下校させる等の対応をする。児童の安全確保を最優先に適切に対応する。その際は、一斉メールを使用して各家庭に連絡する。

4 「警報」が発令されていない場合、登校時の安全等に問題があると判断したときは、別に連絡をするのでその指示に従う。

5 給食について

- * 午前7時の時点でたつの市に「特別警報」「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」のいずれかの警報（以下警報）が発令されているときは、その日の学校給食は中止とする。
- * 午前7時の時点で、警報が発令されていないが、午前8時30分までにたつの市に警報が発令された場合は、その日の学校給食は中止とする。
- * 午前8時31分以降に警報が発令された場合は、学校給食の中止の判断は学校長がする。給食を中止する場合は、午前中授業とし、午後は休業とする。